

四日市市霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第37号

四日市市霊園条例の一部を改正する条例

四日市市霊園条例（昭和45年四日市市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 から 3 まで （略） 4 <u>第 7 条、第 1 4 条第 4 号及び第 1 6 条</u> の規定の適用については、富田霊園、富洲原霊園及び塩浜霊園について、当分の間これを適用せず、なお従前の例による。	附 則 1 から 3 まで （略） 4 <u>第 9 条、第 1 6 条第 4 号及び第 1 8 条</u> の規定の適用については、富田霊園、富洲原霊園及び塩浜霊園について、当分の間これを適用せず、なお従前の例による。

改正後			
別表（第6条関係） 墓地使用料			
名称	種別	面積	使用料
(略)			
富田霊園	<u>令和元年10月4日以降新たに募集する区画</u>	<u>1. 00 m² 当たり</u>	<u>130,000円</u>
	特1	3. 30 m ²	2, 500円
	特2	3. 30 m ²	1, 700円
	並1	3. 30 m ²	1, 300円
	並2	3. 30 m ²	500円
(略)			
改正前			
別表（第6条関係）			

墓地使用料

名称	種別	面積	使用料
(略)			
富田霊園	特1	3.30 m ²	2,500円
	特2	3.30 m ²	1,700円
	並1	3.30 m ²	1,300円
	並2	3.30 m ²	500円
(略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(環境部生活環境課)